

香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務の  
プロポーザル方式による公募について（公告）

次のとおりプロポーザル方式により受託者を公募する。

令和4年9月9日

香川県広域水道企業団企業長職務代理人

香川県広域水道企業団副企業長 高木 孝 征

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(3) 委託限度額

2,088,845,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託業務の内容

香川県広域水道企業団【高松ブロック】検針・滞納整理等業務要求仕様書及び業務特記仕様書、香川県広域水道企業団【東讃ブロック】検針・滞納整理等業務要求仕様書及び業務特記仕様書及び香川県広域水道企業団【小豆ブロック】検針・滞納整理等業務要求仕様書及び業務特記仕様書（以下「仕様書等」という。）のとおりに。

2 参加資格要件

単体企業又は共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者（以下「構成員」という。）により構成される組織をいう。以下同じ。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(1) 単体企業の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に格付がA級で登載されている者であること。
- ③ 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- ⑤ 平成24年度以降に給水人口40万人以上の水道事業者から本業務範囲を含む委託業務を受託した実績があること。

(2) 共同企業体の場合

- ① 共同企業体の構成員は2者とし、共同企業体協定書の写しを参加申込書とともに提出すること。
- ② 共同企業体の代表者は、出資の割合が最大の構成員とし、構成員の出資割合は30%以上とすること。
- ③ 共同企業体の全ての構成員が、上記（1）①～④に掲げる要件を満たすこと。
- ④ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記（1）⑤に掲げる要件を満たすこと。

⑤ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものであること。

⑥ 共同企業体の構成員は、単独企業並びに他の共同企業体の構成員となつての重複参加（資本・人的関係にある者を含む。）をしていない者であること。

### 3 申込方法及び参加資格要件の審査結果の通知

#### (1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第1-1号）（単体での参加の場合）又はプロポーザル参加申込書（様式第1-2号）（共同企業体で参加の場合）のうち該当する様式

② 2の(1)の⑤の要件を満たすことを証明する書類

③ 2の(2)に該当する場合は、共同企業体協定書の写し

#### (2) 受付期間

令和4年9月9日から同月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 提出方法

直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとする。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和4年9月27日午後5時までに必着すること。

#### (4) 提出先及び問合せ先

郵便番号 760-8514 高松市番町1丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階

香川県広域水道企業団総務企画課企画調整室

電話番号 087-826-6112 FAX番号 087-826-1132

E-Mail : somukikaku\_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

#### (5) 審査結果の通知及び参加要請

プロポーザル参加申込書を提出した者に対し、令和4年9月30日までに参加資格の審査結果を通知し、参加資格要件を満たしている者に対してはプロポーザルへの参加を要請する。

#### (6) プロポーザルへの参加要請を受けた者（以下「参加者」という。）に限り、提案書等を提出することができる。

### 4 説明会

説明会は開催しない。

### 5 質問の受付及び回答

参加者は、プロポーザルに関して質問がある場合は、様式第6号により令和4年10月5日午後3時までに3の(4)で示したFAX番号又はメールアドレス宛に送信すること。

質問回答事項は、令和4年10月11日までに、参加者全員にFAX又は電子メールで回答する。

### 6 提案書等の提出

参加者は、次のとおり、提案書等を提出すること。提案は、1参加者あたり1案とする。

#### (1) 提案書等

ア 業務提案書（様式第4号）

イ 業務見積書（様式第5号）

#### (2) 提出期間

令和4年9月30日から同年10月24日まで（休日等を除く午前9時から午後5時まで）に直接持参するか、郵便又は信書便で提出すること。なお、郵便又は信書便による場合は、令和4年10月24日午後5時必着とする。

(3) 提出場所

3の(4)で示した場所

7 経費の負担

このプロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

8 選定方法・審査基準・失格事由

実施要領のとおり、選考委員会において評価基準に基づき契約予定者を選定する。

9 その他

(1) 参加者は、本公告のほか、香川県広域水道企業団会計規程、香川県広域水道企業団契約規程等の内容を遵守しなければならない。

(2) 詳細は、実施要領、仕様書等によるため、参加希望者は必ず確認すること。